



平成 20 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社カッシーナ・イクスシー  
代表者名 代表取締役社長 高橋克典  
(JASDAQ・コード番号：2777)  
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 小林要介  
電 話 03-5725-4171

### 控訴の取り下げに関するお知らせ

平成18年8月3日付け（控訴の提起に関するお知らせ）でお知らせしておりました、当社に対する控訴の提起に関して、原告側が控訴の取り下げを申し立てましたのでお知らせ致します。

#### 記

#### 1. 控訴の内容等

##### (1) 控訴を提起した者

①社名 Nuro S.p.A.

所在地 Via Tommaso Grossi2, Milano, Italy

代表者 Umberto Cassina

②社名 FAC DEVELOPMENT SARL

所在地 91 Rue de Lille, 75007 Paris, France

代表者 Michele Drouy

③社名 FIMALAC SA

所在地 91 Rue de Lille, 75007 Paris, France

代表者 Veronique Morali

##### (2) 控訴の提起があった裁判所および年月日

イタリア国 ミラノ高等裁判所 平成 18 年 7 月 14 日（送達は平成 18 年 8 月 1 日）

##### (3) 控訴の内容

①原判決（平成 18 年 4 月 6 日ミラノ地方裁判所での当社勝訴判決）を取り消せ。

②当控訴人は、控訴人に対して 41,057,261.70 ユーロ（約 65 億円）を支払え。

[為替の換算は、平成 20 年 3 月 12 日現在みずほコーポレート銀行公示 TTM158.28 円/ユーロを使用]

2. 控訴の取下げ申立の日

控訴を提起した者のうち、「FAC DEVELOPMENT SARL」と「FIMALAC SA」が平成20年2月20日に、「Nuro S. p. A.」が平成20年2月21日に取下げの申立を行い、それぞれ当日に受理されました。

3. 今後の見通し

裁判所からの正式な通知はまだ受けておりませんが、当社側も控訴の取下げを受諾する旨意思表示をしておりますので、当該控訴の取下は認められるものと考えております。

以 上